

～厚生労働省通知より～

インフルエンザに伴う異常行動の情報収集について

厚生労働省より標記に関する通知がありました(健感発 1107 第 1 号、薬食安発 1107 第 1 号、平成 26 年 11 月 7 日)。平成 26 年度厚生労働科学研究事業において、厚生労働省の指定に基づき該当する症例について、インフルエンザ定点ほか主に内科・小児科の約 7 万医療機関から情報を募り研究を行うものです。当院の対応についてお知らせいたしますので、周知徹底をお願いいたします。

【通達内容】「インフルエンザに伴う異常な行動に関する調査のお願い」

調査の概要(インフルエンザ定点以外の医療機関用)

重度の異常な行動に関する調査(重度調査)

【1. 報告対象】;①インフルエンザ様疾患と診断され、かつ、②重度の異常な行動を示した患者

【2. 報告対象期間】;2014年11月～2015年3月 → この期間中は、随時報告する。

(対象期間から外れる症例は報告しない。)

【3. 報告基準】;

①インフルエンザ様疾患

臨床的特徴(上気道炎症状に加えて、突然の高熱、全身倦怠感、頭痛、筋肉痛を伴うこと)を有しており、症状や所見からインフルエンザと疑われる者のうち、下記の**いずれかに該当する者**

● 次のすべての症状を満たす者

①突然の発症、②高熱(38℃以上)、③上気道炎症状、④全身倦怠感等の全身症状

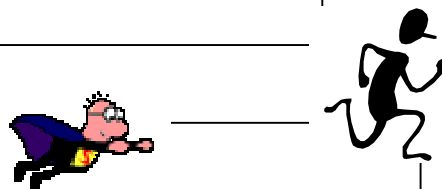
● 迅速診断キットで陽性であった者

②重度の異常な行動

● 突然走り出す

● 飛び降り

● その他、予期できない行動であって、制止しなければ生命に影響が及ぶ可能性のある行動



【当院の対応】医師が専用用紙(A4、2枚、2枚目にも医師サインが必要)に記載する

【報告】

上記の報告基準を満たす事例に対応した医師は、

① 専用用紙に必要事項をみれなく記載する。

② 記載済み専用用紙をFAX報告し、カルテにスキャン後、感染制御室へ提出する。

(FAX番号は、専用用紙に掲載してあります)

【専用用紙】

専用用紙の原本をER、救急総合外来および各病棟へ配布しますので、用紙の置き場所を決め、周知徹底して下さい。事例発生時は、コピーしてお使い下さい。